

新型コロナウイルス感染症で  
経営にお困りの事業者の皆様へ

# 飲食店経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大  
200万円**  
給付金を支給

**実質  
無利子  
融資**で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大  
9/10**  
を助成

裏面に飲食業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。[裏面へ](#)

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改裝等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
家賃等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。

新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。

休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。  
※中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。

基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

デリバリーや  
弁当販売を開始し、  
集客を維持したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます。

デリバリーやEC販売を開始する際の、システム導入をIT導入補助金で支援。また、小規模事業者であれば、店舗の改裝や機器の導入を行う時に、持続化補助金が活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<お近くの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

Q 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で  
経営にお困りの事業者の皆様へ

# 製造業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大**  
**200**万円  
給付金を支給

実質  
無利子  
融資 で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大**  
**9/10**  
を助成

裏面に製造業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 [裏面へ](#)

# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの製造業経営者の皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
リース等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。

新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。

休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。  
中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。

基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで  
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。  
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

部品供給で  
困りたくないから、  
設備投資をしたい

ものづくり補助金、国内投資促進補助金が活用できます。

部品の生産強化等をものづくり補助金で支援

+特別枠では補助率を1/2から2/3に引き上げ。

国内で生産拠点等を整備する際の設備導入等を国内投資促進補助金で  
支援（原則2/3以内。国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の場合は原則3/4以内）。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

※お近くの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

Q 経済産業省 新型コロナウイルス感染症問連



新型コロナウイルス感染症で  
経営にお困りの事業者の皆様へ

# 卸売業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大**  
**200**万円  
給付金を支給

実質  
無利子  
融資 で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大**  
**9/10**  
を助成

裏面に卸売業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 裏面へ

# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの卸売業経営者の皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
車両費等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。  
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。  
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。  
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。  
※中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。  
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで  
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。  
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

新たな利益を  
獲得できる事業を  
確立したい

ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金  
が活用できます。  
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。  
また、インターネット販売の強化や自動受付機の導入による非対面型  
サービスの提供など、システムやITの導入をIT導入補助金や持続化補  
助金で支援。さらに、IT導入補助金は業務効率化ツールやテレワーク  
ツール等の導入にも活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



# 新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

## 小売業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大**  
**200**万円  
給付金を支給

**実質**  
**無利子**  
**融資**で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大**  
**9/10**  
を助成

裏面に小売業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 [裏面へ](#)

# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの小売業経営者の皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
家賃等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。

新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。

休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。  
※中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。

基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで  
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。  
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

ネット販売を  
もう一つの柱にして、  
売上を維持したい

IT導入補助金、持続化補助金が活用できます。

インターネット販売の強化や自動受付機の導入による  
非対面型サービスの提供など、システムやITの導入を支援。  
業務効率化ツールやテレワークツール等の導入にも活用可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<面接での窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で  
経営にお困りの事業者の皆様へ

# 宿泊業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大**  
**200**万円  
給付金を支給

実質  
無利子  
融資 で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大**  
**9/10**  
を助成

裏面に宿泊業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの宿泊業経営者の皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
地代家賃等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。  
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。  
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用する  
ことで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資  
を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。  
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。  
※中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。  
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで  
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。  
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

インバウンドには  
頼れないので、  
日本人客を増やしたい

IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます。  
顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動  
支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、  
IT導入補助金が活用可能。  
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

Q 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



# 新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

## 旅客運輸業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大**  
**200**万円  
給付金を支給

**実質**  
**無利子**  
**融資**で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大**  
**9/10**  
を助成

裏面に旅客運輸業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 [裏面へ](#)

# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの旅客運輸業経営者の皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
車両維持費等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。  
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。  
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。  
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。  
※中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。  
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

出張客や観光客の  
減少を補う販路を  
開拓したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます。  
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金の活用が可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

＜経営の窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ見てご確認ください＞



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



新型コロナウイルス感染症で  
経営にお困りの事業者の皆様へ

## 貨物運輸業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大**  
**200**万円  
給付金を支給

実質  
無利子  
融資 で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大**  
**9/10**  
を助成

裏面に貨物運輸業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 [裏面へ](#)

# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの貨物運輸業経営者の皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
車両維持費等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。  
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円。事業全般に広く使える給付金を支給  
の制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。  
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。  
休業手当等について、4・5・解雇等を行わない場合は、9・10月を助成  
の中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予・減免されます。  
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで  
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。  
また、販売の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

取引先の貨物減少を  
補う新たな顧客を  
獲得したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます。  
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。  
顧客対応・販売支援システム・マーケティング・予約管理・営業行動  
支援・嗜好情報管理・等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、  
IT導入補助金の活用が可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

＜お近くの窓口にて、直接からのお相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。＞



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

Q 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



# 新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

## 娯楽業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大**  
**200**万円  
給付金を支給

**実質**  
**無利子**  
**融資**で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大**  
**9/10**  
を助成

裏面に娯楽業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。  
[裏面へ](#)

# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの娯楽業経営者の皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
施設維持費等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。  
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。  
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。  
休業手当等について、4/5 解雇等を行わない場合は、9/10)を助成。  
中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。  
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで  
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。  
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

コロナ禍が  
落ち着いたら、迅速に  
集客を図りたい

IT導入補助金、ものづくり補助金が活用できます。  
顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動  
支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、  
IT導入補助金が活用可能。  
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

＜経営の窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。＞



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



# 新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

## 医 療 関 係

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに  
**最大  
200**万円  
給付金を支給

実質  
無利子  
融資 で  
資金繰りを  
支援

休業手当等の  
**最大  
9/10**  
を助成

裏面に医療関係の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの医療関係の皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、  
休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。  
さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
家賃等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。  
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。  
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用する  
ことで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資  
を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。  
休業手当等について、4/5～解雇等を行わない場合は、9/10～を助成。  
中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。  
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで  
1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。  
また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

業務効率化のために  
設備・システムを  
導入したい

IT導入補助金が活用できます。  
IT導入補助で業務効率化のためのシステム導入を支援。  
① 中小企業・小規模事業者が補助対象です。  
② 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。

各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

お近くの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

